⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① not come under Articles 16 and 18 of the Japan Foundation's Rules for the operation of Accounting

② have Grade A, B, or C classification in offering services or in sale of products in terms of the qualification for participating in tenders (single qualification for every ministry and agency) for fiscal years 2016, 2017, and 2018.

③ not currently be under suspension of nomination by the Japan Foundation

④ be able to reliably fulfill the terms of the contract with the Japan Foundation and who have no record of default, delay or other breach of promise over the past year

⑺ Time limit of tender : 11 : 00 A.M. August 2, 2016 at the Japan Foundation Tokyo Headquarters

⑻ For details please contact : International Operations Section I, The Japan Foundation, 4―4―1 Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo 160―0004, Japan, TEL 03―5369―6067, FAX 03―5369―6040,
E-mail epakenshu@jpf.go.jp

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 6 月 13 日
独立行政法人造幣局理事　西堤　英行

◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27

**○造大第 33 号**

1　調達内容
⑴　品目分類番号　77
⑵　購入等件名及び数量　鋳造装置用樋修理　3回（予定回数）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　契約期間　契約締結日から平成29年10月14日
⑸　納入場所　広島支局
⑹　今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期　3回　平成29年5月頃
⑺　入札方法　入札者は、下記の㈠及び㈡の合計額を入札書に記載するものとする。㈠消費税が課税となるものについては、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格から消費税相当額を差し引いた金額　㈡消費税が非課税又は不課税となるものについては、見積もった価格

2　競争参加資格
⑴　造幣局契約事務規程第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
⑵　独立行政法人造幣局競争参加資格「物品の製造」又は「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑶　造幣局と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒530―0043 大阪市北区天満1―1―79
独立行政法人造幣局総務部経理課契約担当
福田　範大　電話06―6351―5463
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　上記場所で随時行う。
⑷　入札書の受領期限　平成28年8月3日17時　ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑸　開札の日時及び場所　平成28年8月4日14時00分　造幣局経理課会議室

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札の保証及び契約の保証　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　造幣局契約事務規程第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of procurement : Hideyuki Nishidutsumi, Executive Director, Japan Mint
⑵　Classification of the products to be procured : 77
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Repair of Sluice Vertical Continuous Casting System about 3 times
⑷　Term : From contract day through October 14, 2017
⑸　Delivery place : Hiroshima Branch
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who :

① do not come under Article 4 and 5 of the Japan Mint Contract Procedure Rules.

② have obtained Grade A or B or C from Japan Mint in the category of "Manufacturing of products" or "Offer of services, etc." in the qualification for participating in tendering procedures for the fiscal years of 2016, 2017 and 2018.

③ are not being recognized as an unsuitable one to make a contract with, due to the violation of the contract with Japan Mint including its branches in the past.

⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. August 3, 2016
⑻　Contact point for this notice : Norihiro Fukuda, Contract Unit, Accounts Division, General Affairs Department, Japan Mint, 1―1―79, Temma, Kita-ku, Osaka-shi 530―0043 Japan TEL 06―6351―5463

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 6 月 13 日
契約担当役
独立行政法人国立高等専門学校機構
福島工業高等専門学校事務部長　堀川　俊行

◎調達機関番号　593　◎所在地番号　07

**○第 1 号**

1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　借入件名及び数量　集束イオンビーム加工観察装置　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期間　平成28年12月1日から平成32年3月31日
⑸　借入場所　福島工業高等専門学校
⑹　入札方法　入札金額は、1月当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成28年度に東北又は関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成27年12月24日付け号外政府調達第240号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　調達特定役務に係る迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　本公告に示した物品を契約担当役が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑸　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。